報告・相談フロー

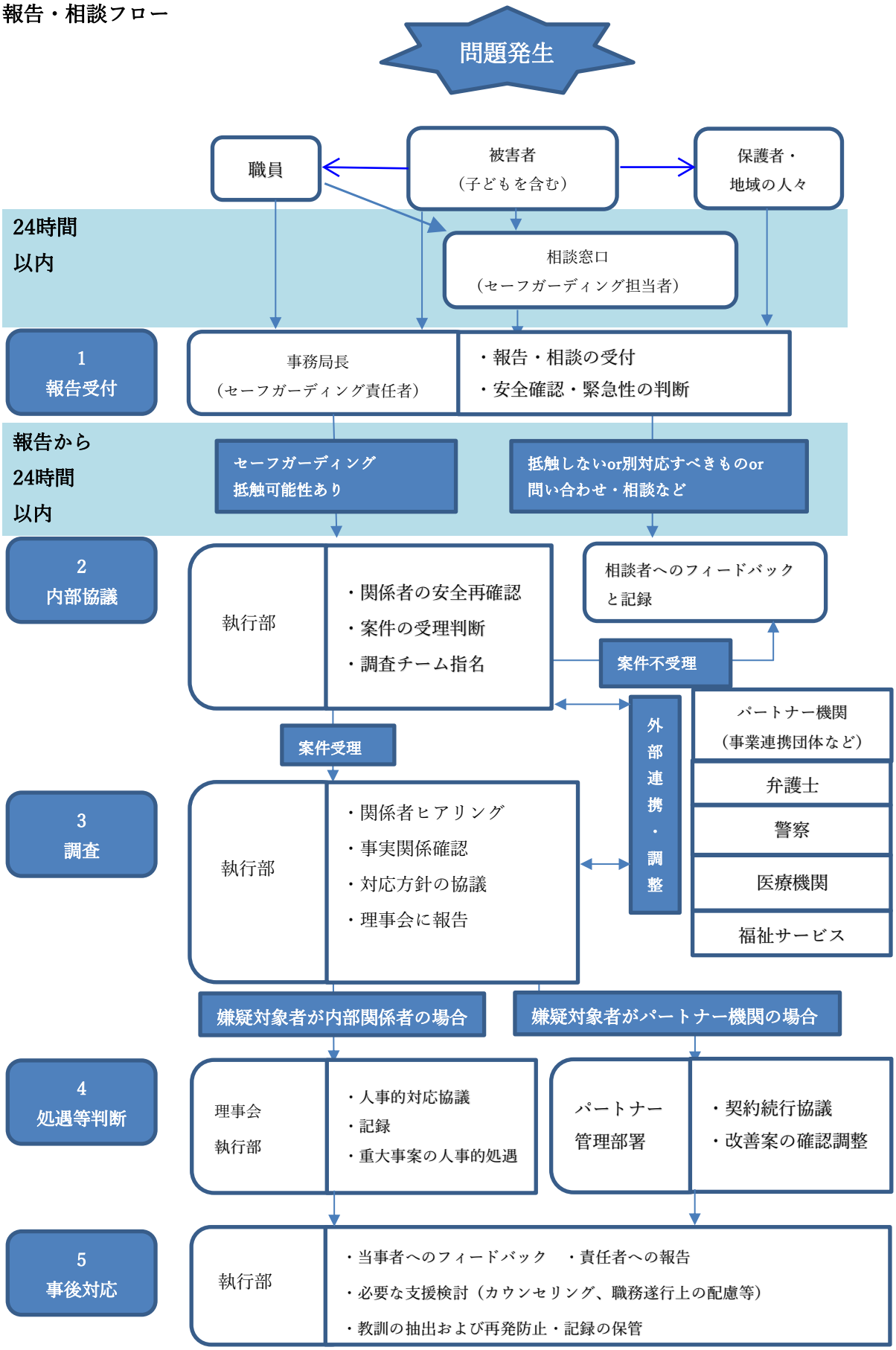
問題発生
職員
被害者
（子どもを含む）
保護者・
地域の人々
24時間
以内
相談窓口
（セーフガーディング担当者）
1
報告受付
事務局長
（セーフガーディング責任者）
・報告・相談の受付
・安全確認・緊急性の判断
報告から
24時間
以内
セーフガーディング
抵触可能性あり
抵触しないor別対応すべきものor
問い合わせ・相談など
2
内部協議
執行部
・関係者の安全再確認
・案件の受理判断
・調査チーム指名
相談者へのフィードバック
と記録
案件不受理
外部連携・調整
パートナー機関
（事業連携団体など）
弁護士
警察
医療機関
福祉サービス
案件受理
3
調査
執行部
・関係者ヒアリング
・事実関係確認
・対応方針の協議
・理事会に報告
嫌疑対象者が内部関係者の場合
嫌疑対象者がパートナー機関の場合
4
処遇等判断
理事会
執行部
・人事的対応協議
・記録
・重大事案の人事的処遇
パートナー
管理部署
・契約続行協議
・改善案の確認調整
5
事後対応
執行部
・当事者へのフィードバック　・責任者への報告
・必要な支援検討（カウンセリング、職務遂行上の配慮等）
・教訓の抽出および再発防止・記録の保管